



# 鳥取県公報

平成 24 年 9 月 14 日 (金)  
第 8 4 3 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	土地改良区の頭首工管理規程の認可 (633) (農地・水保全課) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (634) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 2
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (635) (〃) . . . . . 2
	開発行為に関する工事の完了 (636) (東部総合事務所生活環境局) . . . . . 3
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (637) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (638) (〃) . . . . . 3
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (639) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (640) (〃) . . . . . 4
◇ 選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除 (28) . . . . . 5
◇ 調達公告	落札者の決定 (病院局総務課) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第633号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定に基づき、北条水系土地改良区の頭首工管理規程を平成24年8月30日認可したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成24年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 管理規程の概要

- (1) この頭首工は、北条用水頭首工と称する。
- (2) かんがい期は、毎年5月上旬から9月下旬までの期間とする。
- (3) 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、毎秒3.21立方メートル（純用水量）以内とする。
- (4) 管理者は、堤体、ゲート、取水樋門を操作するために必要な機械及び器具について管理のため常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。
- (5) 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行い、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。
- (6) 管理者は、鳥取气象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、洪水警戒体制をとらなければならない。
- (7) 管理者は、かんがい期において頭首工の水位が標高13.4メートル以下に低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

### 2 認可の年月日

平成24年8月30日

## 鳥取県告示第634号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年9月14日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
植田浩志	ひろ歯科クリニック	鳥取市浜坂238-7	平成24年9月3日	平成24年8月31日	居宅療養管理指導

## 鳥取県告示第635号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年9月14日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
植田浩志	ひろ歯科クリニック	鳥取市浜坂 238-7	平成24年 9 月 3 日	平成24年 8 月 31 日	介護予防居宅療養管理指導

**鳥取県告示第636号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成24年 9 月 14 日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成20年 6 月 25 日 鳥取県指令第200800051608号  
変更許可  
平成24年 8 月 8 日 鳥取県指令第201200075680号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
岩美郡岩美町大字宇治地内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
岩美郡岩美町大字岩井520  
株式会社ラビックス 代表取締役 丸上 和久  
鳥取市西町二丁目204  
株式会社一京不動産 代表取締役 鷲津 一

**鳥取県告示第637号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 9 月 14 日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社平福薬局	平福薬局トピア店	東伯郡琴浦町大字徳万558-1	平成24年 8 月 31 日	平成16年 8 月 31 日	居宅療養管理指導

**鳥取県告示第638号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 9 月14日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社平福薬局	平福薬局トピア店	東伯郡琴浦町大字徳万558-1	平成24年 8 月 31日	平成16年 8 月 31日	介護予防居宅療養管理指導

**鳥取県告示第639号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 9 月14日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
鳥取西部農業協同組合	鳥取西部農業協同組合指定福祉用具貸与事業所	米子市東福原一丁目 5 - 16	平成24年 9 月 4 日	平成24年 9 月 30日	福祉用具貸与
〃	鳥取西部農業協同組合指定特定福祉用具販売事業所	〃	〃	〃	特定福祉用具販売

**鳥取県告示第640号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 9 月14日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
鳥取西部農業協同組合	鳥取西部農業協同組合指定福祉用具貸与事業所	米子市東福原一丁目 5 - 16	平成24年 9 月 4 日	平成24年 9 月 30日	介護予防福祉用具貸与
〃	鳥取西部農業協同組合指定特定福祉用具販売事業所	〃	〃	〃	特定介護予防福祉用具販売

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第28号

北栄町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成24年9月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

指定を解除した施設の名称	所在地
北栄町立中央保育所	東伯郡北栄町弓原458
北栄町立東保育所	東伯郡北栄町江北3854
北栄町北条健康福祉センター	東伯郡北栄町土下121-1

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月14日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- 調 達 件 名 及 び 数 量 デジタルX線テレビシステム整備業務 一式
- 契 約 方 式 一般競争入札
- 落 札 日 平成24年7月10日
- 落札者の名称及び所在地 株式会社日立メディコ山陰営業所  
米子市東町171
- 落 札 金 額 36,477,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 入 札 公 告 日 平成24年5月29日
- 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 契約事務担当部局の名称 鳥取県立厚生病院事務局管財課  
及び所在地 倉吉市東昭和町150